

医福第1129号
令和8年3月16日

各診療所長 様
各歯科診療所長 様
各訪問看護ステーションの長 様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

**厚生労働省令和7年度補正予算「医療機関等における賃上げ・物価上昇
に対する支援事業」について**

当県の保健医療行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の補助事業については、令和8年2月9日付け医整第785号・医福第944号にて通知したところですが、このうち「診療所等賃上げ支援事業」の支援の対象となる賃金改善の内容について、今般厚生労働省から下記のとおり考え方が示されましたので、お知らせします。
申請を予定している医療機関等におかれましては、遺漏のないようご対応願います。

なお、令和8年5月以降、各医療機関等に対し、申請に係る通知を発送する予定としておりますので、併せてご承知おき願います。

記

○補助対象となる賃金改善の内容（これに適合していない場合は補助対象となりません）

（1）原則的な対応

・原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの6か月間を通して、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施する（例えば、令和8年4月及び5月の2か月分のみベースアップの場合は補助対象外）とともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

・ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

(2) (1) により難しい場合の対応

3月までに賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等のやむを得ない理由については各医療機関で整理）は、

- ・4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給

- ・4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給

を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれる。

引き上げ後の基本給又は決まって毎月支払われる手当の水準を令和8年6月1日以降も維持・拡大すること。

(留意事項)

本制度は、賃金改善の方法等、非常に複雑であり、申請期間も短くなることが考えられますので、国HPに掲載されている要綱やQAをよくご確認ください。

(参考)

(1) 厚生労働省「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」

■厚生労働省HP掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html



■令和8年度医療機関等における賃上げ・物価支援に対する支援事業実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001667380.pdf>



(2) 岐阜県HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/477994.html>



所 属	医療福祉連携推進課
担 当	水谷 村木 廣江 春日
連絡先	TEL 058-272-8269 FAX 058-278-2871 メール c11230@pref.gifu.lg.jp